

令和6年度大山町空き施設活用創業等支援事業 募集要項

1 趣旨

大山町において商工業の活性化、地域コミュニティの再生を図るため、町内の空き施設を改修して創業又は新規事業にチャレンジする方を募集します。

2 募集事業の内容

大山町において商工業の活性化、地域コミュニティの再生を図るため、空き施設を改修し、創業又は新規事業を開始する際に必要な経費の一部を補助します。

※空き施設・・・町内に存在する、事業又は居住の用に供されていない事業所、住宅等（近く利用する者がいなくなる予定のものを含む）をいいます。

※創業・・・事業を営んでいない個人が、補助事業完了日までに個人事業の開業の届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、特定非営利活動法人等（以下「法人」という。）の設立を行うことをいう。

※新規事業・・・既に事業を営んでいる法人又は個人事業主が、補助事業完了日までに新たに開始する、既存事業の発展的事業と認められる事業のことをいいます。

※新築工事、備品等の簡易な取り付けが主となるものは対象外です。また、事業着手は交付決定日以降とし、補助対象経費は交付決定日以降の経費となります。

※空き施設を店舗兼住宅とする場合は、店舗部分と住居部分が明確に独立し、かつ、店舗専用部分の独立した出入口を有することが必要です。

3 募集対象者

町内の空き施設を改修して創業又は新規事業を行い、かつ、次に掲げる要件を全て満たす方が対象です。

- (1) 補助事業に係る経費を負担する者であること。
- (2) 個人事業若しくは法人の代表者であること。又は補助事業完了日までに個人事業の開業届若しくは法人の設立を行い、その代表者であること。
- (3) 日本国内に居住していること。
- (4) 本補助金の申請内容に基づき、5年以上継続して営業することが見込まれること。
- (5) 中小企業等経営強化法の規定に基づく認定を受けた認定経営革新等支援機関から、事業の実施に関し必要な指導及び助言を受けていること。
- (6) 創業者にあつては、産業競争力強化法の規定に基づき鳥取県西部圏域9市町村が共同で策定した創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業による支援を受けたことについて町長の証明を受ける者であること。

4 採択事業数（予定）

3件

5 補助率と補助上限

創業、新規事業開始に係る以下の経費の2分の1以内、上限500万円

- ・施設改修費、設備導入費・備品購入費、広告宣伝費、FS調査費、商品開発費、技術指導費、外注費、研修費、知的財産権等関連経費

※開業、新規事業開始までの準備経費が対象です。

※土地及び建物の購入費、賃料は対象外です。また、店舗兼自宅とする場合は、店舗部

分に係る経費のみが対象です。

6 事業実施期間

審査会終了後の交付決定以降～令和7年2月末まで

7 募集期間

① 事前協議書提出期間：令和6年5月2日（木）～令和6年6月10日（月）17時

② 申請書提出期間：①の協議内容の町承諾後～令和6年6月28日（金）17時

※①の事前協議内容が町に承諾されていない事業については、申請できません。

8 事業の流れ

(1) 関係窓口への相談

消防法など関係法令に反する改修は対象となりません。 申請を検討する段階で、必ず下記問い合わせ先にてご確認ください。

【消防法に関する問い合わせ先】

大山消防署

電話 0859-39-5002

(2) 大山町空き施設活用創業等支援事業補助金事前協議書等の提出

事業内容及び関係窓口への相談結果等について、事前協議書（大山町HPからダウンロード）をご提出いただきます。期限までに提出されたもののみ受付し、町で内容を審査した後、協議内容の承諾（不承諾）通知をお送りします。

(3) 大山町空き施設活用創業等支援事業補助金交付申請書等の提出

(2)の承諾通知を受けた方は、申請書（大山町HPからダウンロード）及び添付書類を大山町役場商工観光課まで提出してください。期限までに提出されたもののみ受付します。

(4) 審査会

大山町空き施設活用創業等支援事業審査会にて審査を行います。評価点の合計が満点の60%を超える事業を対象に、審査員の合議により採択事業を選定します。審査会には、申請者及び施工業者等、改修内容について説明可能な方が出席してください。審査会は7月上旬以降に行いますが、詳しい日時については申請者に個別に連絡します。

9 本事業に関するお問い合わせ先

〒689-3332 鳥取県西伯郡大山町末長 500 番地

大山町役場 商工観光課

電話 0859-53-3110 FAX 0859-53-3163

E-mail : kankou@town.daisen.lg.jp